

農地中間管理事業の推進に関する

基本方針

令和2年3月

秋 田 県

I 趣旨

この基本方針は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 101 号）第 3 条に基づき、秋田県において、効率的かつ安定的な農業経営を営む者（以下「担い手」という。）が利用する農用地の面積の目標や農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向等について定めるものである。

本県では平成 26 年 3 月に「秋田県農地中間管理事業の推進に関する基本方針」（以下「基本方針」という）を策定し、農地中間管理事業を積極的に活用した担い手への農地の集積に取り組み、集積率の向上が図られたところである。

このたび、農地中間管理事業の推進に関する法律の改正（令和元年 11 月 1 日改正）をふまえ、基本方針を改正するものである。

II 基本方針

第 1 担い手が利用する農用地の面積の目標

秋田県における担い手が利用する農用地の面積の割合を現状の 75% から令和 5 年度に 90% とする。

	現在（平成 30 年度）	概ね 5 年後（令和 5 年度）
耕地面積（①）	147,634ha	145,200ha
うち担い手が利用する面積（②）	110,727ha	130,600ha
担い手への農地集積率 ②／①	75 %	90 %

第 2 農用地の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標

農地中間管理機構（以下「機構」という。）は、貸付を行う担い手が利用する農用地の分散錯圃等の状況を把握し、集約化を図るとともに遊休農地の解消に取り組む。

第 3 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

- 1 機構は、農地中間管理事業の円滑な推進と担い手への農用地の集積・集約化を図るため、市町村が策定する「人・農地プラン」を尊重し、担い手の農業経営の規模の拡大、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入を促進するとともに、遊休農地の発生防止・解消を推進する中核的な役割を担うものとする。

- 2 担い手へ農用地の集積・集約化にあたっては、「人・農地プラン」の取り組みを中心として、行政、機構、農業会議、農協共同組合系統及び土地改良区等の関係機関が一層の連携を図る。

第4 目標を達成するために必要な事項

1 関係機関の連携及び推進体制の強化

- (1) 機構、県農業会議、県農業協同組合中央会及び県土地改良事業団体連合会は、農地中間管理事業の推進に向けた関係機関の連携に係る協定書(令和元年10月23日締結)に基づき、地域の徹底した話し合いをベースに「人・農地プランの実質化」等を一体となって取り組み、農地中間管理事業の推進を通じて更なる農用地の集積集約化を図る。
- (2) 県は、農地集積に関する関係機関で構成する、「秋田県農地中間管理事業推進チーム」を本庁及び各地域振興局に設置し、部門横断的に連携を図り、農地中間管理事業の推進を図る。

なお、関係機関とは県、機構、県農業会議、県農業協同組合中央会、県土地改良事業団体連合会、市町村、市町村農業委員会、農業協同組合、土地改良区等を示す。

2 農地中間管理事業の業務委託

- (1) 機構は、地域の実情に即した農用地の集積・集約化を図るため、「人・農地プランの実質化」の取り組みと連動し、効率的かつ効果的に事業を実施する観点から、全ての市町村(農業委員会を含む)に、その同意を得て機構が行う業務を委託するとともに、農用地利用配分計画の案の作成を求めることを基本とする。
- (2) 県は、機構が業務の一部を市町村公社、農業協同組合、土地改良区等に委託する場合には、その能力・実績等からみて、委託された業務を適切に行えると認められる場合に委託を承認できるものとする。

3 農地中間管理事業に関する啓発普及その他農地中間管理事業を推進するための施策

- (1) 関係機関は、担い手への農地集積の目標の達成に向け、機構と一体となって総力を挙げて取り組むものとする。そのため、地域、農業者その他農業に参入する法人等の関係者に機構の活用方法等について、インターネット、広報誌、掲示板等により積極的に情報を発信し、必要に応じて周知状況を把握し、県内における関係者が等しく享受できるよう情報の共有化を推進する。

(2) 県及び機構は、県内外を問わず、他の都道府県、市町村、機構及び関係団体が発信している情報の収集に努めるものとする。

第5 その他農地中間管理事業の推進に関し必要な事項

上記に掲げる事項と併せて、県内農業の維持、発展に寄与するため、県の政策との整合性を図りながら農地中間管理事業を実施する。